

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第3号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和42年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 792 817 891">（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p data-bbox="204 913 817 1361">第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。</p> <p data-bbox="236 1384 638 1420">(1) 総務常任委員会 9人</p> <p data-bbox="268 1442 587 1478">アからコまで (略)</p> <p data-bbox="236 1500 702 1536">(2) 教育民生常任委員会 9人</p> <p data-bbox="268 1559 587 1594">アからウまで (略)</p> <p data-bbox="236 1617 702 1653">(3) 産業生活常任委員会 <u>8人</u></p> <p data-bbox="268 1675 587 1711">アからエまで (略)</p> <p data-bbox="236 1733 734 1769">(4) 都市・環境常任委員会 <u>8人</u></p> <p data-bbox="268 1792 587 1827">アからウまで (略)</p> <p data-bbox="236 1850 817 1948">(5) 予算常任委員会 <u>33人</u>（議長を除く。）</p> <p data-bbox="268 1971 414 2007">ア (略)</p>	<p data-bbox="880 792 1461 891">（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p data-bbox="849 913 1461 1361">第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。</p> <p data-bbox="880 1384 1283 1420">(1) 総務常任委員会 9人</p> <p data-bbox="912 1442 1232 1478">アからコまで (略)</p> <p data-bbox="880 1500 1347 1536">(2) 教育民生常任委員会 9人</p> <p data-bbox="912 1559 1232 1594">アからウまで (略)</p> <p data-bbox="880 1617 1347 1653">(3) 産業生活常任委員会 <u>9人</u></p> <p data-bbox="912 1675 1232 1711">アからエまで (略)</p> <p data-bbox="880 1733 1378 1769">(4) 都市・環境常任委員会 <u>9人</u></p> <p data-bbox="912 1792 1232 1827">アからウまで (略)</p> <p data-bbox="880 1850 1461 1948">(5) 予算常任委員会 <u>35人</u>（議長を除く。）</p> <p data-bbox="912 1971 1059 2007">ア (略)</p>

(6) 決算常任委員会 31人 (議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く。)

ア (略)

2 (略)

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(6) 決算常任委員会 33人 (議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く。)

ア (略)

2 (略)

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会委員としての任期中においては、この条例の規定による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例の規定による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

(議会事務局議事課)